

株式上場を目指す 県内中小企業を支援します！



～中小企業成長展開支援事業 成長展開チャレンジ支援補助金～

1 補助対象者

日本国内の金融商品取引所での株式上場を目指す企業であり、
県内に本店または本社を置き、株式上場後も、引き続き県内に本店または本社を置く者

2 補助対象事業

補助金交付申請年度における上場に向けた初期準備にかかる取組

3 補助額

採択企業	補助率	上限額
本店・本社の所在地が 県北部3市のいずれか	補助対象経費の3分の2	100万円
本店・本社の所在地が 県北部3市以外	補助対象経費の2分の1	75万円

※県北部3市とは、高島市、長浜市、米原市を指します。

4 補助対象経費

補助交付申請年度における、上場に向けた初期準備の取組にかかる経費
例)ショートレビュー、IPOコンサルティング等の委託契約にかかる委託料

※補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる経費です。

5 申請方法・受付期間

申請方式：郵送、持参またはメール送付

受付期間：第2ターム 令和7年9月1日(月)～10月31日(金)正午

様式は県HPに掲載しております。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/345673.html>

6 留意事項

- 提出いただいた事業計画については、書類審査を行い、原則申請後30日以内に採択・不採択の通知を行います。必要に応じて、聞き取り調査等を行う場合があります。
- 審査により、不採択となる場合もあります。
- 事業期間は、採択決定通知日から令和8年2月28日までとなります。

お問い合わせ： 滋賀県商工観光労働部商工政策課 077-528-3715

(受付時間/平日 9:00～16:30)